

理事長 新妻 信介

規約の改正について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規約を改正いたします。

新	旧
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 6 2 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 1 2 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 銀行預金又は郵便貯金</p> <p>(2) ~ (13) 略</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援金に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 6 2 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 1 2 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 銀行預金又は郵便貯金</p> <p>(2) ~ (13) 略</p> <p>2 介護納付金(追記)に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならない。</p>

※下線部分が改正箇所、改正日は 2026 年 4 月 1 日

以 上